

現代芸術振興助成制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人現代芸術振興財団（以下「この法人」という。）が、定款第4条第2号の規定に基づき、わが国の現代芸術振興に寄与する活動に対する助成制度の実施に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この助成制度の名称を「現代芸術振興助成制度（以下「助成」という。）」とする。

(対象及び助成額)

第3条 助成の対象となる活動並びに助成額は、助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）が別に定める募集要項による。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書をこの法人の理事長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 理事長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、委員会での承認を経た後、助成決定通知書を助成対象者に送付するものとする。

(選考委員会)

第6条 この法人に選考委員会を置く。

2 選考委員会は、助成金を円滑且つ効果的に実施するため、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 助成方針及び選考方法の決定
- (2) 申請された活動を「別表I」の基準に基づき選考
- (3) 決定された活動の成果の確認

3 委員会の構成は、理事1名、評議員1名、部外有識者1名の3名とし、理事会の承認を受け、理事長が委嘱する。

4 委員の互選で委員長を置く。

5 委員の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続では3期までとする。

6 補欠又は増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者又は現任者残存期間とする。

(選考委員会の運営)

第7条 選考委員会は、理事長が招集する。

- 2 委員長は議長となり、議事を整理する。
- 3 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の承認により決定する。
- 4 選考委員会の決定に際し、必要であれば専門アドバイザーの意見を聞くことができる。
- 5 選考委員会の議事については、議事録を作成し、委員長が理事長に報告する。
- 6 選考委員会に出席した委員には、理事会が定める委員手当等を支給する。
- 7 選考委員会の庶務は、この法人の事務局が行う。

(計画変更)

第8条 助成対象者は、決定された活動計画書に記載された内容を変更しようとするときは、あらかじめ所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消、助成金の返還)

第9条 助成対象者が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し、交付を中止、又はすでに交付した一部若しくは全部の助成金の返還を求めることができる。

- (1) 決定された活動を中止しようとするとき
- (2) 虚偽の申し出又は報告を行った事実が判明したとき

(報告)

第10条 助成対象者は、活動実施期間終了後3ヶ月以内に活動報告書を理事長に提出しなければならない。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

別表 I 選考基準

種類	基準内容
若手芸術家	芸術水準が高く、啓蒙普及的意義のある作品に挑む者
若手音楽家	優れた音楽能力を有し、将来音楽分野で活躍が期待できる者